

平成 27 年度 事業計画

< 事業方針 >

超少子高齢化の進展により、人口の減少のみならず年齢構成のひずみも生んでいます。また、地域社会における近隣の住民同士の関係の希薄化が進み、孤立死、虐待など、様々な社会問題が表面化してきており、「特定の人への福祉」から「誰もが必要とする福祉」への転換が必要となります。

一方、社会経済状況は、株価の上昇や一部景気の好転がみられますが、格差の広がりや福祉ニーズの複雑化・深刻化などといった社会情勢の中で、子どもを育てる環境整備と高齢者への支援といった両面において、様々な仕組みの再構築が課題となってきました。

このような状況の中で西条市社会福祉協議会では、平成 27 年度から施行される「生活困窮者自立支援法」に基づく、自立相談支援事業を市より受託し、社会的孤立や貧困などといった地域における福祉課題・生活課題に対応します。

また、災害対策としては、災害ボランティア講座の開催や災害時の支援体制づくり等、社会福祉協議会として災害時の備えを強化します。

さらに、介護保険事業及び障害者福祉サービス事業では、市民・利用者に身近なニーズを的確に把握し、利用者中心で地域に密着したサービスを展開します。また、サービスの質の向上を図り、利用者ニーズに合ったサービス提供を行うことで、より多くの利用者獲得を目指します。それによって本会の経営の安定を図る一方で、社会福祉協議会本来の使命である「地域福祉の推進」の原点にかえり、より一層充実した地域福祉サービスの提供を行い、「市民の健康で幸せな暮らしの実現」を目指します。

< 重点目標 >

1. 社会福祉協議会の基盤強化
2. 生活支援体制の強化
3. 介護保険・障害者福祉サービス事業の強化

<事業実施項目>

1. 総務福祉部門

- (1) 社会福祉協議会の経営、事業体制の強化を図る
 - ① 理事会の開催適正運営
 - ② 専門部会の開催適正運営
 - ③ 監事会の開催適正運営
 - ④ 評議員会の開催適正運営
 - ⑤ 各種法令に基づく諸規程の整備及び適宜改正
 - ⑥ 新会計基準での経理事務の適正運用
 - ⑦ 情報公開への適切な対応
 - ⑧ 職員研修強化及び育成事業の実施
 - ⑨ 職員の適正配置及び将来計画の検討
 - ⑩ 人事管理の高度化に伴う職員の養成・人事管理体制の強化

- (2) 役員・職員の資質向上のため、研修体制の強化を図る
 - ① 愛媛県社会福祉大会への参加
 - ② 関係機関が開催する研修会への派遣
 - ③ 全職員の資質向上を目指した研修の実施及び内部研修の充実
 - ④ 研修成果を職場へ還元し職員全体の資質向上

- (3) 各種関係機関・団体との連携強化を図る
 - ① 市との協働関係の構築
 - ② 民生児童委員協議会等福祉関係団体との連携強化
 - ③ 福祉関係各団体行事への協力
 - ④ 近隣社協との情報交換による連携強化

- (4) 本所及び支所の連携強化、円滑な事業実施体制の構築に努める
 - ① 本所・支所連絡会の開催
 - ② 本所及び支所業務の適正化を推進
 - ③ 事務の効率化・事務費削減への職員の意識改革の推進

- (5) 西条市指定管理者制度による受託施設の効率的な管理運営に努める
 - ① 福祉関係施設の管理運営
 - 東予総合福祉センターの適正運営及び利用促進
 - 丹原福祉センターの適正運営及び利用促進
 - 小松地域福祉センターの適正管理
 - ② 高齢者福祉施設の管理運営
 - 老人憩の家の適正運営及び利用促進
 - 丹原高齢者生活福祉センターの適正管理

2. 地域福祉部門

- (1) 社会福祉協議会住民会員制度の推進並びに会費の増強を図る
 - ① 賛助会員などの増強を図るため、住民会員制度について周知徹底
 - ② 住民会費による地域福祉活動の強化

- (2) 住民が、より身近な地域で福祉サービスを楽しむ地域づくりを目標に、支部社協の育成・強化を図るとともに、情報提供の推進と連携強化に努める
 - ① 支部間の連携促進のため支部長会の開催
 - ② 本部・支部懇談会の開催
 - ③ 支部社協活動支援事業の実施（支部社協事業への職員派遣）
 - ④ 支部社協育成事業の実施（会費、共募配分金）
 - ⑤ メニュー事業による地域の実情に応じた支部活動の推進
住民参加型在宅福祉サービス（ぬくもりボランティア）事業の実施
敬老の家事業の実施
在宅介護者の会事業の実施
老人のひろば事業の実施（7支部）
児童の健全育成事業の実施（7支部）
 - ⑥ 小地域連携支援事業の実施

- (3) 住民ニーズに沿った地域福祉活動を展開するため、地域福祉活動計画の研究
 - ① 先進地の情報収集による研究
 - ② 県社協との連携による計画策定方法の研究

- (4) 全ての市民が積極的に社会参加できる環境づくりに努め、地域福祉事業を強化する
 - ① 第11回西条市福祉フェスティバルの開催（4月29日：総合福祉センター）
 - ② 各種福祉関係団体の活動支援
 - ③ ふれあいベンチ設置事業の実施
 - ④ ふれ愛シネマ事業の実施
 - ⑤ ひとり親家庭等新入児激励事業の実施
 - ⑥ ほのぼの広場事業（児童クラブ利用児童と地域団体の交流）の実施
 - ⑦ 少年式行事の支援
 - ⑧ 中学校卒業就職者激励事業の実施
 - ⑨ 高等学校生修学金事業の実施
 - ⑩ 交通災害遺児進学・就職支援事業（県社協）への協力
 - ⑪ 歳末たすけあい事業の実施

- ⑫ 障害者社会参加促進事業の実施
 - 視覚障害者向け「声の広報」発行事業の実施
 - 西条市テープライブラリーの管理・運営（総合福祉センター）
 - ⑬ 福祉用具貸出事業の実施
 - ⑭ 屋内ゲートボール場運営事業の実施
 - ⑮ 出前講座の実施
 - ⑯ 地域福祉事業と介護関連事業の連携を進め、相乗効果の得られる事業展開の実施
- (5) 判断能力が不十分な方の「財産」や「権利」を守り、地域で安心して生活できるように権利擁護事業の推進を図る
- ① 法人成年後見事業の実施
 - ② 福祉サービス利用援助事業の実施
- (6) 社会福祉協議会の役割や活動を周知し、福祉活動への市民参加を促進するため広報活動の強化を図る
- ① 第12回西条市社会福祉大会の開催（丹原文化会館）
 - 福祉関係功労者表彰の実施
 - ダイヤモンド婚頭彰の実施
 - ② 社協だより「幸せの架け橋」の発行（年4回）
 - ③ ホームページ、フェイスブックによる情報提供の充実
 - ④ 県社協との連携他、各種広報媒体を使った啓発活動の実施
 - ⑤ 社協パンフレットの改訂・発行
 - ⑥ 各事業のちらしの作成・配布
- (7) まごころ銀行の運営強化を図る
- ① 寄付金の確保のため、啓発活動を強化
 - ② まごころ銀行基金の適正運営実施
- (8) まごころ銀行基金及び預託金による地域福祉事業の推進
- ① ふれあい・いきいきサロンの活動充実への支援
 - ふれあい・いきいきサロン便り「すまいる」の発行（年4回）
 - ふれあい・いきいきサロン世話人研修会の開催
 - ② 敬老の家事業の実施（再掲）
- (9) 市内の全学校を福祉教育推進協力校に指定し、児童生徒の福祉意識の高揚とボランティア活動への積極的な参加促進を図る
- ① 福祉教育推進協力校説明会の開催
 - ② 福祉教育推進協力校の活動充実への支援
 - ③ 福祉教育推進協力校実践事例集の発行
 - ④ 作品募集の実施を通して福祉意識の醸成

- ⑤ 児童生徒の福祉体験学習の実施
 - ⑥ ボランティアスクールを各支所で開催し、福祉意識の啓発
 - ⑦ なかよしきょうしつの実施（幼稚園との連携による未就学児の福祉教育推進）
- (10) 高齢者や児童、障害者等が安心して地域で生活できるようボランティアを養成するとともに、ボランティア登録者の拡充を図り、その活動を支援する
- ① ボランティアセンターの活動内容の充実
 - ② 支部社協と連携し、地域型ボランティアの育成
 - ③ 多種多様なボランティア講座を開催し、ボランティア意識の啓発とともに組織化支援
 - ④ 点訳奉仕員等養成事業の適正実施（受託事業：点訳、要約筆記、朗読、手話）
 - ⑤ 企業等へのボランティア出前講座の実施
 - ⑥ ボランティアコーディネート機能の強化
 - ⑦ ボランティアロビー展の開催
 - ⑧ ボランティア保険の加入促進
 - ⑨ ボランティアセンターホームページによる情報提供の強化
- (11) ボランティア連絡協議会の充実強化を図り、ボランティア団体相互の連携を密にするとともにボランティア活動範囲の拡大とその強化に努める
- ① 第12回ボランティアフェスティバルの共催（福祉施設、団体との連携）
 - ② ボランティア連絡協議会の運営協力
- (12) 災害ボランティア活動についての情報収集を進め、災害時に即応できる体制整備を図る
- ① 災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂
 - ② 関係機関との連携体制の構築
 - ③ 愛媛県内社協災害時支援協定に基づく活動の実施（災害時）
 - ④ 災害ボランティア講座の開催
 - ⑤ 災害ボランティアセンター用備品類の適正管理
 - ⑥ 西条市総合防災訓練への参加
- (13) NPO法人との連携強化を進め、市民活動を支援する
- ①（仮称）西条市市民活動支援センター開設への協力
- (14) 福祉相談機能の充実強化を図り、各種関係機関との連携のもとに問題解決に努める
- ① 各支所にて心配ごと相談所の開設
 - 西条支所 月曜日～金曜日（13：00～16：00）
 - 東予支所 毎週金曜日（9：00～12：00）

丹原支所 第2、第4火曜日 (9:00~12:00)
小松支所 第2、第4水曜日 (13:00~16:00)

- ② 相談所の利用促進を図るための広報活動の実施
- ③ 各種相談所との連携強化
- ④ 相談員の資質向上を図るため、研修会の開催

(15) 生活福祉資金の有効活用を図り、低所得者世帯の生活の安定と福祉向上に努める

(16) 生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を行う生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されるため、生活困窮者からの相談に応じる自立相談支援事業を市より受託し、生活困窮者の複合的な課題に対し各種関係機関と連携を図り、自立の促進に努める

- ① 自立相談支援事業の実施
相談センターの開設
包括的な相談支援体制の構築
関係機関のネットワークづくりと社会資源の開発
事業の周知・広報活動の実施

② コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の資質の向上

(17) 共同募金運動に積極的に協力し、地域福祉活動の財源確保に努める

- ① 共同募金への協力
- ② 歳末たすけあい募金への協力

3. 在宅福祉部門

(1) 介護保険法の改正に対応したサービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した介護保険サービスの提供に努める

- ① ケアプランセンターの充実強化
- ② ヘルパーセンターの充実強化
- ③ 訪問入浴センターの充実強化 (西条、東予)
- ④ デイサービスセンターの充実強化 (ひまわり、さくら、つばき)

※ 「認知症対応機能」「重度高齢者対応機能」
「心身機能訓練から生活行為力向上訓練まで総合的に行う機能」
を充実させる。

- ⑤ 介護予防サービス事業(訪問介護、訪問入浴、通所介護)の新制度移行への研究、準備を行う。
- ⑥ 介護予防支援事業(介護予防サービス計画作成)の受託
- ⑦ 要介護認定調査の受託
- ⑧ 職員の資質向上を図るため、資格の取得奨励
- ⑨ 地域福祉との有機的な取組

- (2) 地域支援事業の充実強化を図り、地域で自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する。また、新たな介護予防・生活支援総合事業に対応して行くための研究、準備を行う
- ① 生活管理指導員派遣事業（介護保険給付対象外）の受託
 - ② 食の自立支援事業の受託
 - ③ 通所型介護予防事業（特定高齢者対象）の受託
 - ④ 介護予防教室開催事業の受託（小松）
 - ⑤ 家族介護教室開催事業の受託（小松）
 - ⑥ 総合事業の研究、準備
- (3) 高齢者福祉事業、生活支援サービスの充実強化を図り、明るい長寿社会づくりと高齢者の社会参加を推進する。
- ① 生きがい対応型デイサービス事業の受託
 - ② 軽度生活援助事業の受託
 - ③ 有償日常生活支援事業の適正実施と充実
- (4) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した障害福祉サービスの提供に努める
- ① 居宅介護事業（ホームヘルプ）の充実
 - ② 重度訪問介護事業（ホームヘルプ）の充実
 - ③ 同行援護事業（ホームヘルプ）の充実
 - ④ 児童発達支援事業（児童デイサービス事業）の充実（東予）
 - ⑤ 保育所等訪問支援事業の充実（東予）
 - ⑥ 相談支援事業の充実
地域相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業
 - ⑦ 障害支援区分認定調査の受託
 - ⑧ その他、障害福祉サービス事業実施
 - ⑨ 職員の資質向上を図るため、関連資格の取得奨励
- (5) 地域生活支援事業の充実を図り、安心して暮らせる地域社会の実現に努める
- ① 障害者相談支援センター事業の受託
 - ② 障害者移動支援事業（ホームヘルプ）の受託
 - ③ 障害者（児）訪問入浴サービス事業の受託（西条、東予）
- (6) 在宅介護支援センターの機能強化を図り、在宅福祉の充実に努める
- ① 在宅介護支援センター運営事業の受託（小松）
 - ② 西条市地域包括支援センターとの連携強化

4. その他の事業

地域住民の様々なニーズに対し、住民主体の原則のもと、開拓性、創造性、即応性をもった事業実施に努め、福祉のまちづくりを推進する。